

## 令和3年 第10回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年10月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年第10回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (20名)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員、     |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 5番 遊佐 一成 委員、    |
| 6番 菅原 勝宏 委員、       | 7番 岩淵 敬一 委員、    |
| 8番 米山 嘉彦 委員、       | 9番 阿部 一信 委員、    |
| 10番 曾根 金雄 委員、      | 11番 三浦 正勝 委員、   |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、     | 15番 高橋 寛 委員、    |
| 16番 狩野 善典 委員、      | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、      | 19番 岩渕 弘 委員、    |
| 21番 大沢 純香 委員、      | 22番 大場 裕之 委員、   |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 鈴木 康則 会長       |                 |

### 2 欠席委員

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 4番 佐々木 弘 委員、  | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、  |

### 3 議事に参与した者

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 事務局長      | 二階堂 | 賢   |
| 事務局長補佐    | 小 山 | 雅 規 |
| 農地農政係 主 幹 | 高 橋 | 潤   |
| 農地農政係 主 事 | 千 葉 | 和 哉 |
| 農地農政係 主 事 | 菅 原 | 佑 太 |

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。「ご苦労様でございます。」

ご着席願います。

稲刈もおおむね終了したようですし、伊豆沼には雁がたくさん飛来しており、朝夕の鳴き声がうるさく感じます。

また、コロナ感染者については県ではゼロの日が続いており制限等が解除なりますが、皆様には油断せず、感染対策を行っていただければと存じます。

なお、一昨日に市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書を吉田職務代理者とともに提出してまいりました。その際、なるべく意に沿っていただけるよう依頼してまいりました。市長からは、米低下の下落に対して農家を救なわなければだめだと考えているようで、国、県、市においても農家の方を救済しなければだめだということ、何かの措置を講ずる考えがあるという話を伺ってまいりました。

#### 議長

それでは、ただ今から、令和 3年 第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席、遅刻の通告があります。

議席番号 4番 佐々木 弘委員、議席番号12番 鈴木 和子 委員、議席番号13番 芳賀 博秋 委員、議席番号20番 三浦 栄 委員、及び農地利用最適化推進委員の小野 寺 栄悦 委員から所要のため、欠席する旨の、通告がございます。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長のほか関係職員を出席させております。

## 議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により、議席番号9番 阿部 一信 委員、議席番号10番 曾根 金雄 委員の兩名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和3年10月7日から令和3年10月27日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに令和3年11月4日から令和3年11月26日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 175㎡のうち1, 066㎡、全体的に75cm程度を盛土し排水不良を改善する計画で、完了後は転作田として利用し野菜を作付けする計画である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 585㎡、全体的に60cm程度を盛土し、排水不良を改善する内容で、完了後は、転作田として利用し野菜を作付けする計画である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

## 議長

次に、去る10月21日、議席番号5番 遊佐 一成 委員、農地利用最適化推進委員の 鎌田 英利 委員、及び 佐藤 正博 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

## 佐藤 正博 推進 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る10月21日、木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の詳細については事務局から説明があったとおりで、盛土にて作業及び農地の利便性を改善するものであります。現地を確認しますと、すでに盛土が行われており、ガラのない農地に適した土で、終了後には野菜を作付けするという事です。耕作条件の改善であり周辺農地への影響もないことが確認されましたので、報告いたします。

2番の詳細についても同様で、1番と道路を間に隣接する農地でした。1番と同様に、土は農地に適しており終了後には野菜を作付けするという事です。耕作条件の改善であり周辺農地への影響もないことが確認されましたので、報告いたします。

## 議長

次、第3区の番号3番の案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田 1筆 1, 282㎡のうち、199㎡、農機具倉庫の建築であり、当該農地は農業振興地域計画で農用地区域となっておりますが、令和3年10月4日付けで農業用施設用地に変更されております。また、今回の施設の面積が200㎡未満となることから、転用許可については不要の案件として取り扱うこととなり、現状変更届出の対応となった旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る10月22日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 委員、及び 三浦 勇市 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

## 安藤 康太 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る10月22日、金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号3番の件については、届出人は稲作農家で作業効率化のため育苗ハウス2棟と農機具倉庫の建築のための現状変更届であります。現地を確認しますと工事はまだ始まっておりませんでした。届出人所有の田で現在は休耕田となっている状況でありました。施工計画においても周囲農家や農地に特に問題がないものと判断し、確認してきましたので報告いたします。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番・2番の2案件、第2区の番号3番から11番までの9案件、第3区の番号12番の1案件、合わせて12案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田 1筆 10,307㎡、  
番号2番は、瀬峰地区の畑 1筆 170㎡、いずれも、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の2案件、  
第2区の番号3番は、若柳地区の田 16筆 13,010㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、  
番号4番は、若柳地区の田 13筆 9,193㎡、双方合意による農地中間管理事業の配分計画の賃貸借権解約の1案件、  
番号5番は、金成地区の田 6筆 12,002㎡、及び畑 1筆 64㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号6番は、金成地区の田 2筆 4, 386㎡、  
番号7番は、金成地区の田 1筆 2, 763㎡、  
番号8番は、金成地区の田 1筆 10, 814㎡、  
番号9番は、金成地区の田 2筆 1, 300㎡、  
番号10番は、金成地区の田 26筆 21, 037㎡、  
番号11番は、志波姫地区の田 7筆 9, 058㎡、いずれも、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の6案件、  
第3区の番号12番は、鶯沢地区の田 8筆 6, 581㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、  
以上、12案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番の1案件、第3区の番号2番の1案件、合わせて2案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田 3筆 587㎡、及び、畑 2筆 902㎡、合計 1, 489㎡、双方合意による農地中間管理事業による配分計画の使用貸借権解約の1案件、

第3区の番号2番は、鶯沢地区の田 2筆 1, 695㎡、売買のためによる基盤法による使用貸借権解約の1案件、

以上、2案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 4筆 5, 464㎡、新規就農のため、所有権移転売買を目的として令和3年8月27日付けで許可をしておりましたが、申請地の一部に設定されている仮登記の抹消手続きに当初想定した期間よりも長期間必要とすることが判明したため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に討論を行います。  
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の畑 1筆 8, 438㎡、経営の合理化のための所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 3筆 6, 824㎡、新規就農のための所有権移転売買の1案件、市外居住者の新規就農のための取得につき詳細説明。

番号3番は、一迫地区の田 1筆 1, 932㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の畑 3筆 1, 064㎡、空き家に付属する農地取得のための所有権移転売買の1案件、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、5番 遊佐 一成 委員から報告願います。

### 5番 遊佐 一成 委員

5番遊佐でございます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る10月21日の木曜日に4名にて、築館総合支所で書類審査を行い、その後現地確認を行いました。

議案の詳細については、事務局から説明があったとおりです。

番号1番の件については、経営の合理化による所有権移転売買、

3番については、労力不足による所有権移転贈与、

4番については、9月の農業委員会において、空き家に付属する農地指定承認済みとなっておりますので、この3案件につきましては、特に問題が無いものとして許可してよいものと判断しました。

2番については、参考資料の航空写真をご覧ください。現地確認をいたしますと、事務局から説明があったとおり、一部が森林化しつつあり、また、周辺の山林から木が覆い繁っているような状態にある農地でありました。しかしながら、そこを整備し作物を作るという意志のもとに購入するということですので、作る作物をきちんと選定した上で、あきらめることなく整備をしていただき農地として活用していただくことを条件として、許可に当たっては問題ないものと判断いたしました。

以上4件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から10番までの6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑 1筆 198㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号6番は、若柳地区の田 2筆 1,859㎡、及び畑 1筆 177㎡、合計2,036㎡、

番号7番は、金成地区の田 2筆 1,300㎡、

番号8番は、金成地区の田 27筆 22,082㎡、いずれも、経営規模拡大のための所有権移転売買の3案件、

番号9番は、金成地区の畑 1筆 157㎡、空き家に付属する農地取得のための所有権移転売買の1案件、市外居住者の取得であります。第9回農業委員会総会において、空き家に付属する農地指定の際に詳細説明していることから、説明省略。

番号10番は、金成地区の田 2筆 2,060㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

以上、6案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る10月22日、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の阿部 正一 委員、及び小野寺 栄悦 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

## 阿部 正一 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る10月22日の金曜日に4名にて、書類審査等を行いました。

番号5番から10番までは、いずれも所有権移転売買の案件ですが、労力不足並びに相手方の要望による案件であり、許可に当たっては審査基準等も勘案しますと特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

#### 議長

次に、第3区の番号11番から13番までの3案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の 番号11番は、栗駒地区の田 4筆 1, 799㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、市外居住者の取得であります。すでに市内において農業経営を行っている方の取得となるので、詳細説明省略。

番号12番は、栗駒地区の田 10筆 15, 608㎡、及び、畑 3筆 1, 338㎡、合計 16, 946㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、市外居住者の取得であります。農業後継者である孫への贈与となっており、経営体に変更がないことから、詳細説明省略。

番号13番は、栗駒地区の田 14筆 24, 465㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件

以上、3案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

#### 安藤 康太 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る10月22日の金曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号11番から13番までの詳細については、事務局から説明があったとおりですが、労力不足や経営規模拡大、親族間の経営継承による贈与となっており、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案いたしますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から13番までの13案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

**議長**

日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番の案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第3区の番号1番は、営農型太陽光発電施設の設置による転用許可の更新の案件で、鶯沢地区の田 3筆 3, 570㎡のうち、0.56㎡を太陽光発電施設のパネルの支柱設置個所として転用し、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもので、パネルの下部ではWCS用稲を作付けするものです。

農地区分は、農業振興地域の農用区域内の農地。

当初の許可期間が令和3年11月13日で満了となることから更新の申請がされたもので、更新後の許可期間は、耕作者である申請人が農業経営改善計画の認定を受けたことから、一時転用の特例により許可日から10年間とする旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

## 三浦 勇市 推進委員

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、去る10月22日の金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件について、詳細は事務局が説明したとおりですが、現地を確認しますと、営農型太陽光パネルの下で、正しく営農されていることを確認いたしました。

許可にあたっては、特に問題無いものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件について、審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の畑 1筆 381㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅と駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第1種住居地域となっていることから、第3種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

## 鎌田 英利 推進員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る10月21日の木曜日に、4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細については、事務局から説明があったとおりであります。

番号1番の案件は、現地を確認しますと宅地に囲まれていて周辺農地への影響がないものと思われ、転用許可にあたっては特に問題が無いものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号2番は、賃貸借権設定の案件で、若柳地区の田 1筆 949㎡のうち、745㎡を業務用地として一時転用し、新幹線の線路工事に伴う資材置場、駐車場の造成、及び仮設事務所等を設置するものであります。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、期間を限定しての一時転用ですので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号3番は、使用貸借権設定の案件となっており、若柳地区の畑 1筆 718㎡のうち、300.39㎡を業務用地として一時転用し、携帯電話無線基地局工事に伴う資材置場及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地となっていることから、第2種農地に該当する旨の1案件、

以上2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、7番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

### 7番 岩淵 敬一 委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る10月22日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番については、新幹線の線路工事用の資材置場としての一時転用でありまして、現地はきれいに管理されており、何ら問題がないものと判断いたしました。

3番についても、携帯電話用無線棟の工事用の資材置場としての一時転用であり、現地はきれいに管理され、境界杭が打っておりまして、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

**議長**

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第1区の番号1番は、築館地区の田 3筆 15, 320㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 2筆 1, 122㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号3番は、高清水地区の田 4筆 4, 083㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の田 1筆 10, 307㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

### 議長

次に、第2区の番号5番から7番までの3案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田 13筆 10,876㎡、  
番号6番は、金成地区の田 7筆 5,820㎡、  
番号7番は、志波姫地区の田 7筆 9,058㎡、いずれも、所有権移転売買で  
ある旨の3案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番の案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号8番は、鶯沢地区の田 3筆 1,819㎡、所有権移転売買である  
旨の1案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 561㎡、及び畑 1筆 1,882㎡、合計 2,443㎡、願出地は、先代である父の労力不足により荒廃し、その後平成8年ごろに資材置場として造成し、現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 1筆 320㎡、願出地は、昭和55年頃に先代である父が、居宅及び庭園を建築造成し現在に至るもので、今後農地への復旧が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

## 鎌田 英利 推進委員

議案第6号 非農地証明願については、去る10月21日の木曜日に4名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地を確認しますと、資材置場として造成されており、農地への復元は非常に困難であり、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

番号2番の件は、現地を確認しますと、現況写真のとおり居宅の一部と美しい日本庭園となっており、農地としての利用は困難であり、許可に当たっては、特に問題無いと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番・4番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑 1筆 43㎡、願出地は、平成元年頃から、公衆用道路の一部及び、駐車場として地域住民に利用され現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の畑 1筆 160㎡、願出地は、昭和49年頃から先代が居宅への進入路として利用し、現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、7番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

### 7番 岩淵 敬一 委員

議案第6号 非農地証明願について、去る10月22日の金曜日に4名にて、現地を確認してまいりました。

番号3番の件は、事務局の説明のとおりであり、水路工事の際に残地が水路と道路に挟まれまして農地として利用不能となったものと見られ、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

番号4番の件は、住宅への出入り口は願出地のみであり、舗装されしっかり管理されており、農地への復元は非常に困難であり、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番から7番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号5番は、栗駒地区の田 1筆 803㎡、及び畑 1筆 2,785㎡、合計 3,588㎡、願出地は、平成11年頃から、労力不足により耕作できなくなり、その後、荒廃、山林化し現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号6番は、栗駒地区の畑 1筆 36㎡、願出地は、昭和53年頃に住居を建築した時から宅道として利用し、現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号7番は、鶯沢地区の畑 1筆 2,488㎡、願出地は、昭和60年頃から、先代の労力不足により耕作できなくなり、その後、荒廃、山林化し現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、以上、3案件を説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、19番 岩淵 弘 委員から報告願います。

#### 19番 岩淵 弘 委員

議案第6号 非農地証明願について、去る10月22日の金曜日に先ほどの4名にて、現地調査を行っております。

番号5番の件は、労力不足により耕作できなくなり荒廃したということで、現地は雑木や草が繁茂しておりまして、周囲の山林原野と区別がつかない状態となっております。したがって今後、農地として復元することは困難であると考えます。

番号6番の件については、現住所に住居を構えましてから宅道として利用してきているということで、現場を見ますと、きちんと舗装されており現在も利用されております。このことから農地としての復元は困難であると考えます。

番号7番の件については、労力不足により耕作できなくなり荒廃しているということで、もう現場に近づくことができなくて、願出人の宅地から眺めることしかできない状況であり、今後、農地として復元することは困難であると考えます。

以上3件、許可に当たりましては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第10回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

**議長（会長）**

ご起立願います。ご苦労様でした。

<午後 2時57分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員